

工商総局、税務総局

「三証合一」に関連する業務の連結を適切に行うことに関する通知

「三証合一」による企業新設・変更登記の手続き簡素化が本格化へ

中国トランザクションバンキング部

工商総局と税務総局は、2015年9月10日付で「三証合一に関連する業務の連結を適切に行うことに関する通知」(工商企注字[2015]147号、以下略称「147号通知」)を公布しました。国务院及び関連部門の要求のもとに、2015年10月1日より全国で全面的に「三証合一」改革が展開されることから、工商総局および税務総局が企業新設時の新設登記業務、税務登記業務の仕組み等について定めています。

1、具体的な内容

「三証合一」登記制度改革とは、企業が設立登記や、登記情報の変更を行う際に工商行政管理部門から「営業許可証」、品質技術監督部門から「組織機構コード証」、税務部門から「税務登記証」をそれぞれ申請して発給を受けていましたが、本改革完了後は、窓口を工商行政管理部門 1ヶ所に集中し、「営業許可証」の発給を受けるだけで登記が完了し、組織機構コード証、税務登記証が不要になるという手続き簡素化の改革です。

本通達によると、「三証合一」本格開始に向けて、工商局・税務局は企業の登記情報及び税務情報を情報プラットフォームに共有することによって、企業新設登記、変更・抹消登記の際の手続きを簡素化させます。本改革について、従来手続との比較を下記の通り整理しています。

【図表 1: 必要手続の変化】

手続内容	従来	「三証合一」改革後
新規設立	工商行政管理部門、品質技術監督部門、税務部門にそれぞれ申請、「営業許可証」、「組織機構コード証」、「税務登記証」の発給を受ける	工商行政管理部門 1ヶ所にのみ申請、統一社会信用コード ¹ 記載の「営業許可証」に一本化
変更登記	従来発行された「営業許可証」、「組織機構コード証」、「税務登記証」の提出、変更事項を修正した証の再発行を受ける	従来発行した「営業許可証」、「組織機構コード証」、「税務登記証」の回収。統一社会信用コード記載の「営業許可証」の発行を受ける
抹消登記	国税・地税それぞれの手続を経て、税務登記証を抹消し、最終的に工商登記の抹消手続きをとる	国税・地税どちらか一方に申請して、「清税証明(税金完納証明)」を取得、その後工商登記の抹消手続き
既存企業の証書切替		すでに登記済みの企業も過渡期 ² 終了の2017年12月31日までに、統一社会信用コード記載の「営業許可証」に切替しなければならない(過渡期終了後、現行証書は無効となる)

¹ 統一社会信用コードとは、国务院の関連通達の要求に基づき発行される18桁のコードのことを指す。各企業1コードのみ保有できる。

² 「三証合一」登記制度改革には、「過渡期」と呼ばれる移行期間が設定されており、既存企業は2017年12月31日までに統一社会信用コードの記載がある「営業許可証」に切替を行う必要がある。

2、展開の経緯

「三証合一」登記制度改革は商事登記制度改革の一環であり、企業の市場参入障壁を取り除く目的で、2014年7月の国務院『公平な市場競争の促進と正常な市場秩序の維持に関する若干意見』の公布から改革がスタートしました。その後、発展改革委員会・工商局・税務局など、管理部門からの通達が公布、個別エリアで試行的に実施され、2015年10月1日より全国展開となります。一部報道によれば、湖北省武漢市が、イオングループに湖北省では外資初となる「三証合一」営業許可書を交付しました。

【図表 2:改革の経緯(主要通達のみ記載)】

施行日	通達名・概要
2014/7/8	『国務院 市場の公平競争を促進し、市場の正常秩序を保護することについての若干意見』国発[2014]20号 本件公布により本格始動。市場参入を容易にする施策として、手続きの簡便化を図るものとして発表。
2014/12/18	『国家税務総局 工商営業許可証、組織機構コード証、税務登記証の「三証合一」改革についての若干意見』税総発[2014]152号 三証合一を確実に実施するために一証一碼（営業許可証に社会統一信用コードを記載した最終形）の前に三証連弁（これまでの三つの証の同時発行）、一証三碼（営業許可証に3つのコードの記載）と段階を踏んで進めていくことを記載。
2015/6/29	『国務院弁公庁 「三証合一」登記制度改革の推進をより加速することについての意見』国弁発[2015]50号 営業許可証への一本化を2015年末までに実施する目標を明記。各地域の試行業務の継続、自由貿易試験区での一本化の試行、体制構築の推進などが発表された。
2015/9/10	『工商総局 税務総局 「三証合一」に関連する業務の連結を適切に行うことに関する通知』工商企注字[2015]147号 本件通知。工商・税務関連部門の役割、協働の内容の明記。
2015/9/10	『国家税務総局 「三証合一」登記制度改革を具体化することについての通知』税総発[2015]482号 新設企業は、統一社会信用コードが記載された営業許可証を受領後、税務登記をする必要が無く、税務関連手続きの際は営業許可証を用いる。この営業許可証で抹消登記をする際は、国税・地税のどちらかに申請するだけでよく、その後当該機関から清税証明が発行される。

3、企業への影響と留意点

企業は新規設立時・変更登記時に各管轄部門にそれぞれ申請して証明書の発行を受けていましたが、今後は工商行政管理部門への1度の申請で済むようになり、利便性の向上が期待されます。

一方、登記内容変更、営業許可証の切替の際においては、過去発行を受けた「営業許可証」、「組織機構コード証」、「税務登記証」すべての提出が必要であり、遺失の際には新聞への公告が必要になる等、注意が必要です。また、過渡期を過ぎると、現状の営業許可証は無効となる旨も発表されていることから、切替の手続きを必ず行う必要がある点は注意が必要です。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>工商总局税务总局关于做好“三证合一”有关工作衔接的通知</p> <p style="text-align: right;">2015年09月10日</p> <p>工商企注字〔2015〕147号 工商总局 税务总局</p> <p>各省、自治区、直辖市、计划单列市工商行政管理局(市场监督管理部门)、国家税务局、地方税务局：</p> <p>根据《国务院办公厅关于加快推进“三证合一”登记制度改革的意见》(国办发〔2015〕50号)和《工商总局等六部门关于贯彻落实<国务院办公厅关于加快推进“三证合一”登记制度改革的意见>的通知》(工商企注字〔2015〕121号)的要求，现就工商(市场监管)、税务部门协同推进“三证合一”登记制度改革，做好企业登记和税务管理衔接有关工作通知如下：</p> <p>一、建立健全信息共享机制，确保衔接顺畅高效</p> <p>企业登记机关核准企业、农民专业合作社(下统称企业)新设登记、变更登记(备案)后，应当将其基本登记信息、变更登记(备案)信息即时共享到省(自治区、直辖市、计划单列市，下同)级信息共享交换平台(以下简称交换平台)。</p> <p>税务机关确认纳税人信息后，应当将该税务主管机关全称即时共享到交换平台。企业登记机关应当及时到交换平台获取税务主管机关信息，并建立与企业登记信息的关联关系。</p> <p>税务主管机关办理完生产经营地、财务负责</p>	<p>工商総局 税務総局 「三証合一」に関連する業務の連結を適切に行うことに関する通知</p> <p style="text-align: right;">2015年09月10日</p> <p>工商企注字〔2015〕147号 工商総局 税務総局</p> <p>各省、自治区、直辖市、計画単列市の工商行政管理局(市場監督管理部門)、国家税務局、地方税務局</p> <p>『国務院弁公庁「三証合一」登記制度改革を推進加速することについての意見』(国弁発〔2015〕50号)と『工商総局等六部門<国務院弁公庁「三証合一」登記制度改革を推進加速することについての意見>を貫徹して実行することについての通知』(工商企注字〔2015〕121号)の要求に基づいて、ここに工商(市場監督管理)、税務部門協同で「三証合一」登記制度改革を推し進め、企業登記と税務管理に関連する業務の連結を適切に行うことについて下記の通り通知する。</p> <p>一、健全な情報共有体制の確立、順調で高効率な連結の確保</p> <p>企業登記機関が企業、農民專業合作社(以下総称企業)の新設登記、變更登記(備案)を審査・許可した後、その基本登記情報、變更登記(備案)情報を即時省(自治区、直辖市、計画単列市、以下同様)レベルの情報共有プラットフォーム(以下略称、交換プラットフォーム)と共有しなければならない。</p> <p>税務機関が納税人情報を確認した後、税務主管機関の名称をすぐに交換プラットフォームで共有しなければならない。企業登記機関は遅滞なく交換プラットフォームより税務主管機関の情報を取得し、あわせて企業登記情報との関連関係を確立する。</p> <p>税務主管機関は生産經營地、財務責任者、会計方式等事</p>

人、核算方式等事项变更或出具清税证明后，应当即时将上述事项的变更信息、清税信息共享到交换平台，企业登记机关应当及时到交换平台获取并更新相关变更信息、清税信息，并建立与企业登记信息的关联关系。

暂不具备联网实时共享信息条件的，企业登记机关、税务主管机关应当在共享信息产生之日起3个工作日内将信息共享到交换平台。

二、完善业务衔接流程，确保登记规范有序
自2015年10月1日起，已登记企业申请变更登记或者申请换发营业执照的，应当换发载有统一社会信用代码的营业执照。原营业执照、组织机构代码证、税务登记证由企业登记机关收缴、存档。原证件遗失的，申请人应当提交刊登遗失公告的报纸报样。

生产经营地、财务负责人、核算方式由企业登记机关在新设时采集。在税务管理过程中，上述信息发生变化的，由企业向税务主管机关申请变更。

已实行“三证合一、一照一码”登记模式的企业办理注销登记，申请人应持税务机关出具的《清税证明》向企业登记机关申请办理注销登记。

过渡期内未换发“三证合一、一照一码”营业执照的企业申请注销，企业登记机关按照原规定办理。

三、强化宣传提升服务，确保改革落实到位

(一) 优化服务

企业办理相关登记手续时，各级工商（市场监管）、税务部门要优化服务，切实履行告知义务，通过多种渠道主动提供详细办事指南，

項変更あるいは「清税証明（税金完納証明）」発行の手続き完了後、すぐに上述事項の変更情報、清税情報を交換プラットフォームで共有しなければならない。企業登記機関は遅滞なく交換プラットフォームで更新された関連する変更情報、清税情報を取得し、あわせて企業登記情報との関連関係を確立しなければならない。

一時的にインターネットのアクセスによる即時の情報共有の条件が整わない場合、企業登記機関、税務主管機関は共有情報が発生した日から3営業日以内に交換プラットフォームで情報共有を行わなければならない。

二、業務連結プロセスの改善、秩序ある登記規範の確保
2015年10月1日から登記済企業が変更登記あるいは営業許可証の再交付を申請する場合、統一社会信用代码の記載がある営業許可証を再発行せねばならない。もとの営業許可証、組織機構コード証、税務登記証は企業登記機関によって没収され、保存される。もとの証書を遺失した場合、申請人は証書を遺失した場合、新聞に遺失公告を掲載し、その写しを提出しなければならない。

生産経営地、財務責任者、会計方式に関する情報は、企業登記機関が新設時に取得する。税務管理過程において、上述の情報に変化が発生した場合、企業より、税務主管機関に変更申請する。

「三証合一、一照一码」登記形式をすでに実行している企業の抹消登記は、申請人が税務機関発行の『清税証明』を企業登記機関に持込み、抹消登記申請取扱申請をしなければならない。

移行期間内に「三証合一、一照一码」営業許可証に切替えていない企業の抹消登記申請は、企業登記機関がもとの規定に基づいて取扱う。

三、サービスの向上・宣伝の強化、予定した改革の具体化水準の確保

(一) 最適化したサービス

企業の関連登記手続の取扱い時、各級工商（市場監督管理）、税務部門はサービスを最適化しなければならず、告知義務を着実に履行する。多種のルートを通じて、主

<p>増設咨询窗口及导办人员，避免企业“多头跑”。</p> <p>(二) 加强培训 工商(市场监管)、税务部门应积极配合协作，及时对窗口人员开展“三证合一、一照一码”综合业务操作、登记材料提交、工作流程运转等培训，保障窗口人员熟悉流程、精通业务。</p> <p>(三) 加大宣传 利用各种媒体做好“三证合一、一照一码”登记制度改革政策的宣传解读，及时解答和回应社会关注问题。并通过印发宣传材料，加大改革宣传力度，在全社会形成理解改革、关心改革、支持改革的良好氛围。</p> <p>(四) 技术保障 在已开展工作基础上，各省市工商(市场监管)、税务部门要根据“三证合一”信息共享技术方案要求，在2015年9月20日前搭建完成跨部门信息共享交换平台，改造各自业务系统，实现登记等信息的交换和数据共享。</p>	<p>体的に詳細取扱手引きを提供し、問い合わせ窓口および案内人員を増設し、担当部署間での責任転嫁を回避する。</p> <p>(二) 強化研修 工商(市場監督管理)、税務部門は積極的に協力協働し、窓口担当者に対し、遅滞無く「三証合一、一照一碼」の総合業務操作、登記資料提出、業務プロセス運行等の研修を行い、窓口担当者がプロセスをよく理解し、業務に精通することを保障しなければならない。</p> <p>(三) 宣伝の拡大 利用する各種媒体は「三証合一、一照一碼」登記制度改革政策の宣伝解説を適切に行い、社会的に注目度が高い問題に対し遅滞なく回答・対応する。あわせて、公布宣伝資料を通じて、改革の宣伝レベルを拡大し、全社会に改革の理解を形成し、改革に関心を持たせ、改革の良好な雰囲気支援する。</p> <p>(四) 技術保障 すでに展開している業務の基礎の上に立って、各省市工商(市場監督管理)、税務部門は「三証合一」情報共有技術プランの要求に基づいて、2015年9月20日より前に、部門を跨ぐ情報共有交換プラットフォームの構築を完成し、各自で業務システムを改造し、登記等情報の交換とデータ共有を実現しなければならない。</p>
--	---

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室